

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案
令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（理 由）

義務教育費国庫負担金に係る算定基準の見直しを踏まえ、本市の教育職員の部活動における児童等の指導に係る教員特殊業務手当の額を引き上げるため、本案を提出する。